

仮置場の選定及び運営管理方法の手引き

令和 5 年度

環境省 近畿地方環境事務所

目 次

1. はじめに	1
(1) 目的	1
(2) 本手引きの位置づけ	1
(3) 本手引きの対象とする災害	1
2. 仮置場の選定	4
(1) 仮置場候補地の選定	4
(2) 仮置場候補地からの選定	5
(3) 仮置場の決定	5
3. 管理体制、レイアウト等の決定	6
(1) 仮置場のレイアウトの決定	6
(2) 必要資材等の確保	8
(3) 仮置場の管理人員の確保	16
4. 仮置場開設の準備	17
(1) 留意事項	17
(2) 住民への周知	18
5. 仮置場の運営・管理	20
(1) 搬入	20
(2) 選別・保管	21
(3) 搬出	22

1. はじめに

（１）目的

近年の災害では災害廃棄物処理計画が作成されていても、計画量に見合った仮置場の事前選定や収集方法等の具体的な対応方法や手順が定められておらず、発災時には路上や公園などに災害廃棄物が混合状態で堆積してしまった事例も見られる。

こうした状況を踏まえ、この「仮置場の選定及び運営管理方法の手引き」は初動の中でも最も重要である、仮置場を設置し運営する手順を取りまとめ、各市町村において速やかな仮置場の開設を可能となることを目的としたものである。

（２）本手引きの位置づけ

本手引きは、災害廃棄物処理の主体となる市町村において、仮置場を設置し運営する上で、必要となる事項を取りまとめたものである。

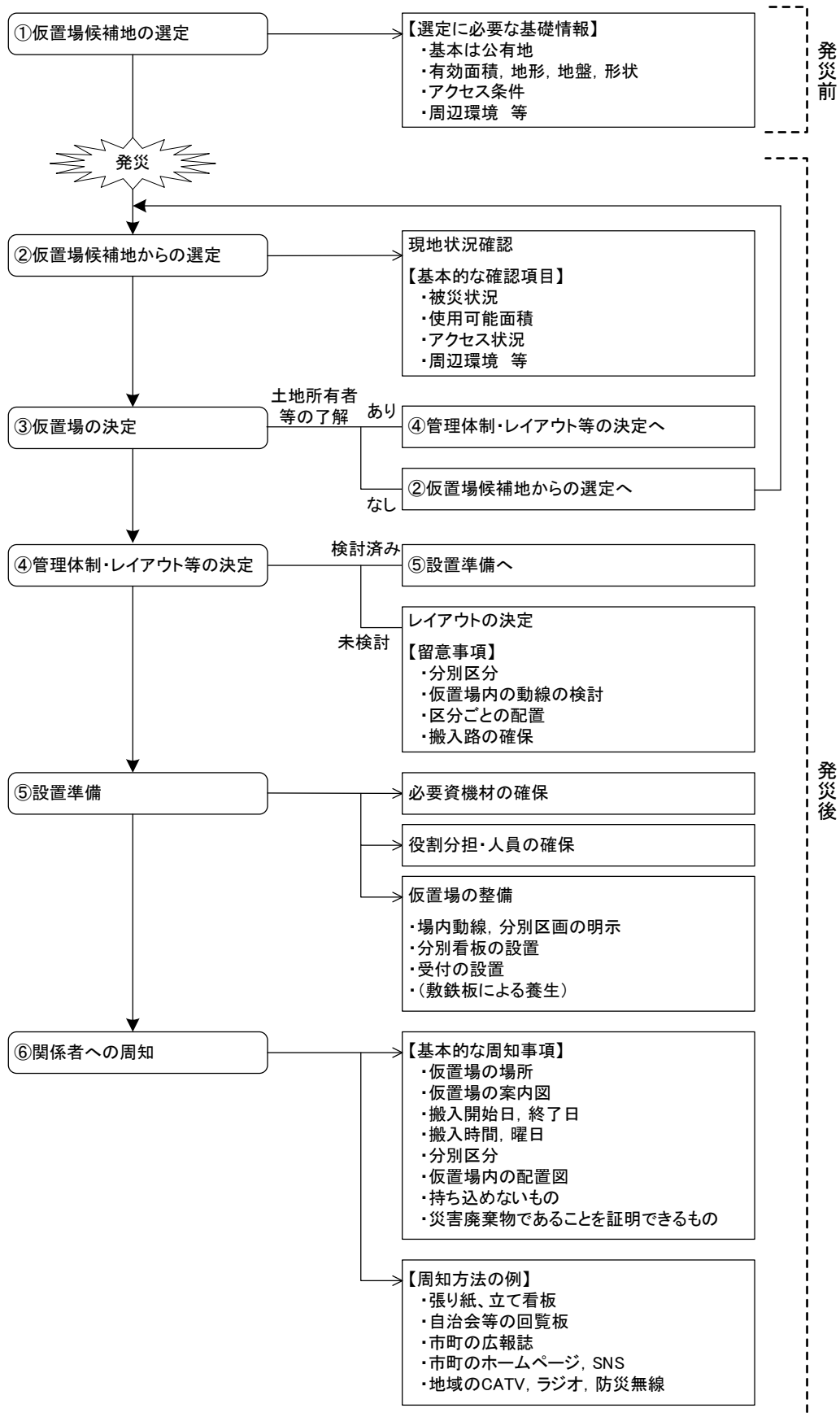
なお、仮置場には、複数の種類があるが、ここでは、住民が直接持ち込むことも想定した「一次仮置場」を対象として取りまとめた。

（３）本手引きの対象とする災害

本手引きは、特に迅速な災害廃棄物への対応が求められる大雨や台風による風水害を主な対象災害とする。

<一次仮置場設置のフロー>

1. 一次仮置場の設置



2. 一次仮置場の運営・管理

① 搬入

- 1) 搬入ルールの周知と徹底
- 2) 火災防止対策
- 3) 土壌汚染の防止対策
- 4) 飛散防止対策
- 5) 悪臭及び害虫発生の防止対策
- 6) 作業員の安全管理

遅くとも発災3日後から

② 選別・保管

- 1) 選別等仮置場内作業
- 2) 仮置場保管量の把握(搬入出量管理)
- 3) 受入停止の判断(新規仮置場の確保)
- 4) 安全管理(火災, 飛散, 悪臭, 害虫, 事故)

③ 搬出

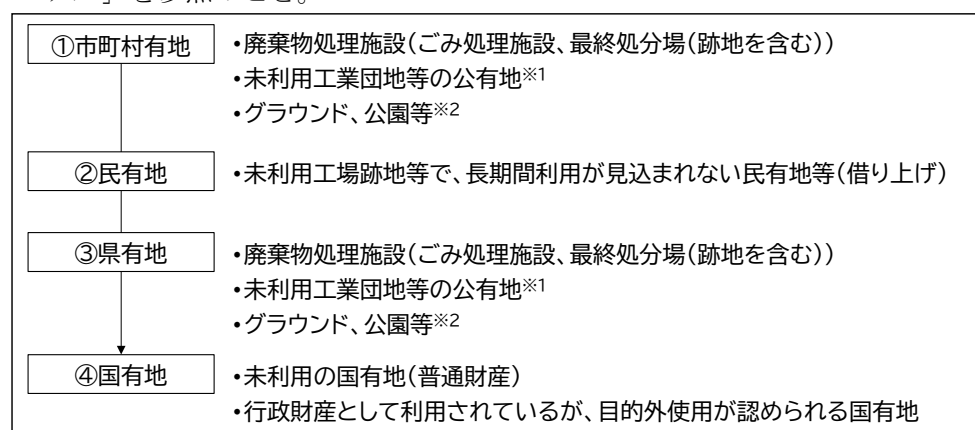
- 1) 搬出先の確認(時期, 量(総量, 日量))
- 2) 搬出ルールの検討(ルート, 車両)

発災後1週間程度から

2. 仮置場の選定

(1) 仮置場候補地の選定

- 仮置場候補地の選定にあたっては、図 2-1 の順に検討する。
- 可能な限り複数箇所を選定するとともに、効率的な搬出入ルートや大型車両の通行に必要な道路幅員が確保できることが望ましい。
- 仮置場候補地の選定後は、発災後直ちに場所等を確認できるように一覧表（表 2-1）を作成し、地図にプロットする。
- なお、候補地の選定にあたり必要な調査については「仮置場候補地現地調査汎用版マニュアル」を参照のこと。



※1 学校等の避難場所として指定されている施設や、周辺住民や環境への影響が大きい地域は避けること。

※2 指定管理者で管理されている施設は、事前に協議し了解を得ておくことが望ましい（下記【参考】参照）。

図 2-1 仮置場候補地の選定フロー

表 2-1 仮置場候補地一覧の例

所管部署 (連絡先)	施設名	所在地	面積 (㎡)	搬入出可能な 車両の大きさ	備考 (災害時の利用状況)

【参考：指定管理者とは】

- 指定管理者は、地方自治法第 244 条の 2 に定められている、公の施設をノウハウのある民間事業者等に管理を代行させる公民連携手法の一つである。
- 施設の管理に要する経費は、自治体から指定管理者に委託料として、基本的に全額が支払われる。しかし、利用料金制を採用している場合は、施設の管理から生じる使用料等（施設の利用料金や自主事業の入場料など）は、指定管理者が施設を管理していくための管理経費に充てることとし、指定管理者の収入とすることから、委託料は当該使用料等を差し引いた金額で支払われることになる。
- したがって、指定管理者で利用料金制を採用している施設を仮置場候補地としようとする場合は、指定管理者の使用料等の収入が減少することが想定されることから、その対応（例えばその補填を行うかどうか、行くとすれば誰がどのように行うかなど）について、事前に指定管理者や自治体の施設管理者と協議しておくことが望ましい。

(2) 仮置場候補地からの選定

- 次の事項を考慮して使用する仮置場を決定する。
 - ・ 被災により使用不能になっていない
 - ・ 被災によりアクセスが大幅に制限されていない
 - ・ 災害時に他の用途で使用されていない（避難所、自衛隊基地等）
 - ・ 被災者が車両等により自ら搬入できる範囲（住民による自己搬入を想定していない場合はこの限りではない）
 - ・ 公有地が望ましい
 - ・ 可能な限り広く（目安は 3,000m²以上）、長期間使用できることが望ましい
 - ・ 舗装されていることが望ましい

(3) 仮置場の決定

- 土地所有者等（関係部局）の了解を得たうえで、周辺住民への丁寧な説明を実施して了解を得る。
- 水害の場合は、水が引いた直後から片付けごみが排出され、自治体が指定した場所以外に住民が独自で利用する自主的な仮置場が設置される場合もあるため、速やかに市町村による設置を検討する。
- 住家が近接する場所に廃棄物が積み上がらないよう、仮置場に係る相談窓口等を速やかに広報し、道路寸断等でやむを得ず積み上がった場合は、自治会等と連携して場所を確認・整理した上で、道路復旧後優先的に撤去する。
- 地区が孤立している場合は支所、自治会等と連携し、地域で対応する。孤立解消後の作業に支障がでないよう、支所や自治会長主導のもと、分別して集約する。集約する際、生活ごみと災害廃棄物が混合しないよう、十分注意する。
- やむなく学校や住家が近接している場所を仮置場として使用せざるを得ない場合においては、使用期間中に大気、騒音、振動等の環境モニタリングを行う等、周辺への影響を確認し、優先的に災害廃棄物を撤去すべき仮置場を把握しておく。
- 住民から苦情が生じた際には、具体的な内容を聞き取りの上、必要な環境保全対策を講じる。

表 2-2 環境保全対策の例

想定される苦情	環境保全対策	効果
土埃等で周囲が汚れる。	散水	粉塵の飛散を防止する。
細かい(軽い)廃棄物が飛んでくる。 廃棄物の山を見たくない。	仮囲い	廃棄物の飛散を防止する。 住民から廃棄物が見えないようする。
重機の音がうるさい。	防音シート	騒音を軽減させる。
仮置場周辺の道路が汚れている。	道路清掃	周辺道路を定期的に清掃し清潔を保つ。

- 便乗ごみになりやすい廃家電類等は、自治体や一部事務組合が運営するクリーンセンター等の管理可能な場所への直接持込に限定することも考えられる。

3. 管理体制、レイアウト等の決定

(1) 仮置場のレイアウトの決定

- 仮置場ごとに分別区分を定めて保管位置を決める。
- 分別区分は次の区分及び平時のごみ処理区分を参考に決定する。
- 仮置場内を円滑に通行できるように一方通行の動線とするよう努める。
- 渋滞緩和のため、入口から数台分の待機スペースを取っておくことが望ましい。

表 3-1 分別区分の例（片付けごみ中心の場合）

分別区分	具体例
①可燃物	布類、紙類、プラスチック類
②可燃性大型ごみ	木製家具類、布団
③畳	水分を含んだ畳
④木くず	角材、生木
⑤不燃物	ガラスくず、陶磁器くず
⑥不燃性大型ごみ	マットレス、スチール家具、アルミサッシ
⑦金属くず	調理器具(鍋、やかん)、自転車
⑧廃家電	テレビ、洗濯機、エアコン、冷蔵庫、衣類乾燥機、小型家電(家電4品目以外)
⑨土砂	土砂

注：家電類は便乗ごみの排出を促進する可能性もあるため、自治体判断により仮置場レイアウトから除外したり、クリーンセンター等管理可能な場所への直接持込に限定したりすることも考えられる。

注：上記区分のほか、土砂災害時には、廃棄物混入土砂（市街地に流入し、流木その他廃棄物と混在している堆積土砂等）をレイアウトに追加する。

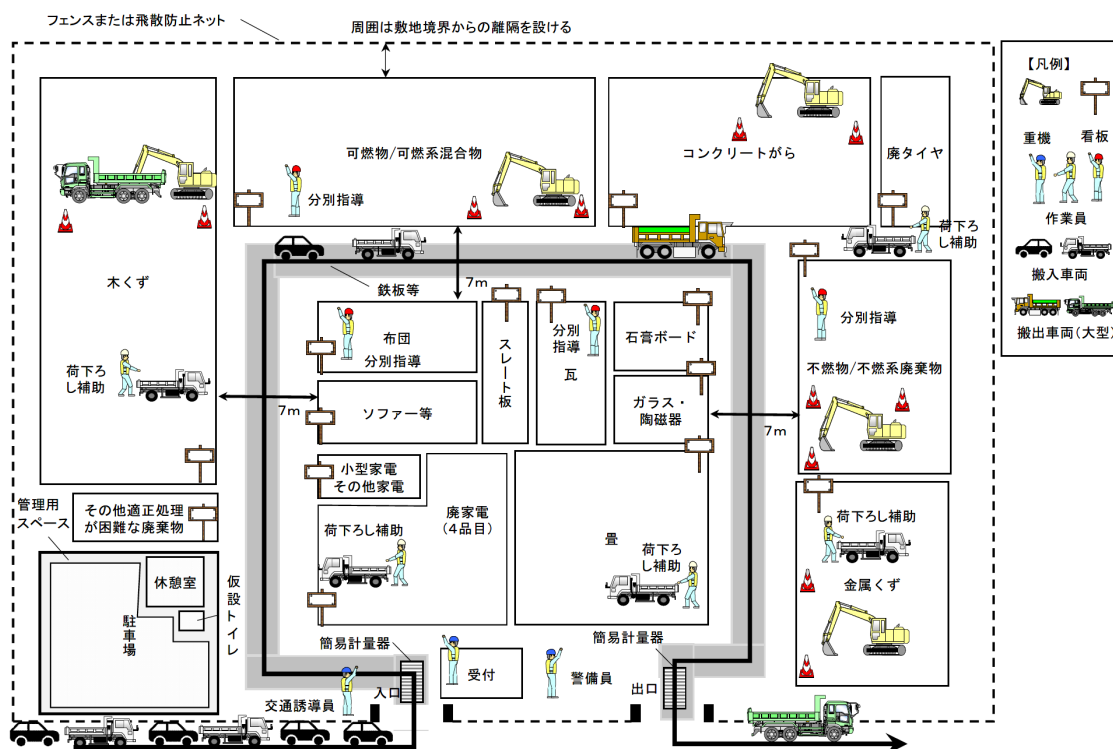


図 3-1 一次仮置場レイアウト例

注：上図は面積 1ha 程度、水害の場合で発災から 1~2 か月程度経過した時点想定したもの。

※出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技 18-3】（令和 5 年 1 月改定、環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）



図 3-2 一次仮置場設置事例 (平成 30 年 7 月豪雨 倉敷市マービーふれあいセンター)

※出典: 平成 30 年 7 月豪雨に伴う倉敷市の災害廃棄物処理の記録
 (令和 3 年 3 月、環境省中国四国地方環境事務所、倉敷市) に追記

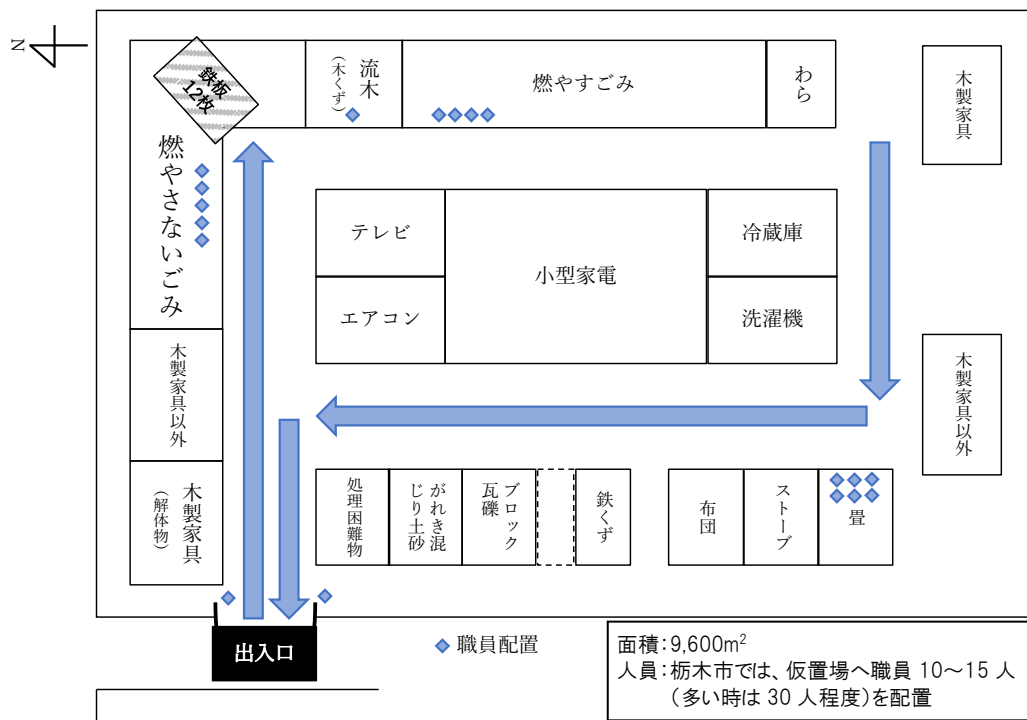


図 3-3 一次仮置場設置事例 (令和元年東日本台風 栃木市大平運動公園第 2 多目的広場)

※出典: 令和元年災害廃棄物処理に関する記録誌 (その 2 東日本台風)
 (令和 4 年 3 月、関東地方環境事務所資源循環課、茨城県県民生活環境部資源循環推進課、栃木県環境森林部資源循環推進課) を基に作成

(2) 必要資材等の確保

災害時に不足することが予想される資機材については、あらかじめリストアップしておき、可能なものについては市区町村で備蓄しておくとともに、関係団体等の所有する資機材のリストを事前に作成し、連携・協力体制を確立しておく。

表 3-2 一次仮置場における必要資機材 (1/4)

区分	主な資機材リスト	用途	必須	必要に応じて
設置	敷鉄板、砂利	大型車両の走行、ぬかるみ防止		○
	マグネット付きのバックホウ等	敷鉄板の敷設		○
	出入口ゲート、チェーン、南京錠	保安対策(侵入防止)、不法投棄・盗難等の防止	○	
	案内板、立て看板、場内配置図、告知看板	運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分の表示、お知らせ・注意事項の表示等	○	
	コーン標識、ロープ	仮置き区域の明示、重機の可動範囲・立ち入り禁止区域の明示等の安全対策		○
	受付	搬入受付	○	

【設置】

・敷鉄板、砂利

重機での作業や大型車両が走行できるよう、またぬかるみを防止するため、敷鉄板や砂利等を敷設する。



・マグネット等付のバックホウ

敷鉄板を車両から吊り下げて荷下ろしし、地面へ敷設する。仮置場における金属の分別にも利用する。



※出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技 17-1】（令和 5 年 1 月改定、環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）

・ 出入口ゲート、チェーン、南京錠

保安対策（侵入防止）、不法投棄の防止、盗難防止を目的に、仮置場出入口にゲートを設け、人や車両の出入りを管理する。夜間はゲートを閉め施錠する。



・ 案内板、立て看板、場内配置図、告知看板

運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分、場内の配置及びお知らせ、注意事項などを表示するため、案内板や立て看板、場内配置図、告知看板を設置する。



・ コーン標識、ロープ

廃棄物を種類別に仮置きする区域及び車路等を示す。また仮置場での事故防止のため、重機の稼動範囲をコーンで囲うなど、立ち入り禁止区域を設けて、安全管理を徹底する。

・ 受付（受付用紙等の備品を含む）

住民等が一次仮置場へ災害廃棄物を搬入する際に受け付けるための設備。簡易なテントを設置する場合や、スペースの状況によっては受付職員を配置するのみの場合もある。受付を効率的に行える形式とする。



※出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技 17-1】（令和 5 年 1 月改定、環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）

表 3-3 一次仮置場における必要資機材 (2/4)

区分	主な資機材リスト	用途	必須	必要に応じて
処理	フォーク付のバックホウ等	災害廃棄物の粗分別、粗破碎、	○	
	マグネット、スケルトン	積み上げ、搬出車両の積み込み		○
	移動式破碎機	災害廃棄物の破碎		○
	運搬車両(パッカー車、平ボディ車、大型ダンプ、アームロール車等)	災害廃棄物の搬入・搬出	○	

【処理】

・フォーク付のバックホウ等

廃棄物の粗分別や粗破碎、積み上げ、搬出車両へ積み込み等を行う。



・マグネット、スケルトン (写真はスケルトン)

バックホウやショベルカーなどのアーム(腕のように伸びた部分)の先端に取り付けるアタッチメント。マグネットは金属の分別に利用する。スケルトンは、バケットで底板部がマス目状になっているもの。土砂中の岩石の選別、セメントのかく拌などに使用される。



・移動式破碎機

処理先の要望に応じて、木くずやコンクリートがら等を一定の大きさに破碎する。一次仮置場に設置したほうが効率的・処理しやすい場合等、必要に応じて設置する。



・運搬車両

(パッカー車、平ボディ車、大型ダンプ、アームロール車等)

仮置場へ災害廃棄物を搬入する。

処理先へ災害廃棄物を搬出する。

アームロール車は荷台をコンテナ替わりに使うことも可能である。



※出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技 17-1】（令和 5 年 1 月改定、環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）

表 3-4 一次仮置場における必要資機材 (3/4)

区分	主な資機材リスト	用途	必須	必要に応じて
作業員	保護マスク、めがね、手袋、安全(長)靴、耳栓	安全対策、アスベスト吸引防止	○	
	休憩小屋(プレハブ等)、仮設トイレ	職員のための休憩スペース、トイレ		○
	クーラーボックス	職員の休憩時の飲料水の保管		○

【作業員】

- ・保護マスク、めがね、手袋、安全(長)靴、耳栓

仮置場の作業員は、アスベスト吸引防止のための保護マスク(国家検定合格品)や、安全対策(有害廃棄物、危険物対策、騒音対策)としてめがね、手袋、安全(長)靴(踏み抜き防止)、耳栓(必要に応じて)を装着して作業を行う。



- ・休憩小屋(プレハブ等)、仮設トイレ

一次仮置場へ配置された職員や作業員が昼食をとったり休憩するためのスペース。一次仮置場の近傍にトイレがない場合は、仮設トイレを設置する必要がある。仮置場の規模等を勘案し、必要に応じて設置する。



- ・クーラーボックス

休憩時の飲料水を保管するため、必要に応じて準備する。

※出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技 17-1】（令和 5 年 1 月改定、環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）

表 3-5 一次仮置場における必要資機材（4/4）

区分	主な資機材リスト	用途	必須	必要に応じて
管理	簡易計量器	災害廃棄物の搬入・搬出時の計量		○
	シート	土壌汚染の防止、飛散防止		○
	仮囲い	飛散防止、保安対策、不法投棄・盗難防止、騒音低減、景観への配慮		○
	飛散防止ネット	飛散防止		○
	防塵ネット	粉塵の飛散防止		○
	タイヤ洗浄設備、散水設備・散水車	粉塵の飛散防止		○
	発電機	電灯や投光器、水噴霧のための電力確保、職員の休憩スペースにおける冷暖房の稼働用		○
	消臭剤	臭気対策		○
	殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤	害虫対策、害獣対策		○
	放熱管、温度計、消火器、防火水槽	火災発生防止（堆積物内部の放熱・温度・一酸化炭素濃度の測定）		○
	掃除用具	仮置場その周辺の清掃（美観の保全）		○

【管理】

・簡易計量器

災害廃棄物の受入、選別後物の搬出時に計量を行うための設備。一次仮置場に設置したほうが管理しやすい場合等、必要に応じて設置する。



※出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技 17-1】（令和 5 年 1 月改定、環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）

・シート

有害廃棄物や危険物等の保管場所の土壌汚染を防止するため、シートを設置してから廃棄物を仮置きする。また、降雨により内容物が漏出する懸念があるものについては、ブルーシート等で覆う（可能ならば倉庫等に収容）等の対策を行う。また強風等による飛散防止にも活用できる。



・仮囲い

廃棄物の飛散防止や保安対策（外部からの侵入防止）、不法投棄や盗難防止のため、敷地の周囲に設置する。必要に応じて、仮囲い上部に防塵ネットを設置する。人家等に近接する場合には、騒音の低減や景観に配慮する。



・飛散防止ネット

廃棄物の飛散防止を目的に設置する。



・防塵ネット

廃棄物の飛散防止や粉じん対策として設置する。



※出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技 17-1】（令和 5 年 1 月改定、環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）

・タイヤ洗浄設備、散水設備、・散水車

処理施設から場外への粉じんの飛散防止、運搬車両からの粉じんの飛散防止対策として、運搬車両のタイヤに付着した土を洗い流すための洗浄設備を設置する。また搬入道路や場内道路に散水したり、ロードスqueeper等により清掃する。



・発電機

電気が通っていない場所に仮置場を設置する場合、電灯や投光機、水噴霧の電力を確保するため、必要に応じて設置する。また休憩スペースにおける冷暖房の稼動用（猛暑・寒波対策）に必要なに応じて設置する。



・消臭剤

臭気対策として、悪臭の発生源に対して消臭剤を散布する。



・殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤

害虫として、必要に応じて害虫の発生する箇所に殺虫剤、防虫剤を散布する。

また害獣対策として、必要に応じてねずみ駆除を実施する。



※災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策については、公益社団法人日本ペストコントロール協会、一般財団法人日本環境衛生センター及び公益財団法人におい・かおり環境協会などに相談ができる。

※出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技 17-1】（令和 5 年 1 月改定、環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）

- ・放熱管、温度計、消火器、防火水槽

堆積物内部の放熱のため放熱管を設置したり、可燃物内の温度や一酸化炭素濃度の測定を行うことで、廃棄物の火災を防止する。また万一、火災が発生した場合に備え、消火器や防火水槽を設置する。



- ・掃除用具

仮置場及びその周辺の美観の保全を目的に、準備した掃除用具で掃除する。

※出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技 17-1】（令和 5 年 1 月改定、環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）

(3) 仮置場の管理人員の確保

- 仮置場における次の管理業務を実施するために必要な人員を決め配置する。
 - ・ 仮置場及びその周辺の交通整理、車両誘導
 - ・ 車両からの荷下ろし、分別の手伝い（分別指導を含む）
 - ・ 搬入時間外の警備（不法投棄防止、盗難防止）
- 必要な人員は、職員のほか、協定に基づく無償支援、有償委託（建設業者、廃棄物関係業者、警備会社等）により確保し、常時複数人が作業に当たれる体制とする。

表 3-6 仮置場運営に必要な人数例

区分	役割	人数	備考
住民が直接仮置場に搬入する場合 (搬出作業を行う場合) (重機を用いる場合)	受付	1名	
	交通誘導員	1名	
	分別指導員	複数名	
	荷下ろし補助員	複数名	分別指導員と兼任も可
	警備員	1名	場合によっては増員
	運搬車両の運転手	複数名	車両の台数分
	重機オペレーター	複数名	重機の台数分
地域で設置した集積所等から回収する場合 (搬出作業を行う場合) (重機を用いる場合)	受付	1名	
	交通誘導員	1名	
	分別指導員	複数名	
	荷下ろし補助員	複数名	分別指導員と兼任も可
	警備員	1名	場合によっては増員
	運搬車両の運転手	複数名	車両の台数分
	重機オペレーター	複数名	重機の台数分
	集積所からの回収車両の運転手	複数名	車両の台数分
	集積所からの回収積込要員	複数名	

※出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技 17-3】（平成 31 年 4 月改定、環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）から抜粋

4. 仮置場開設の準備

(1) 留意事項

仮置場の開設に向けて、次の事項に留意し現地での準備を進める。

- 各仮置場の人員を確認し、それぞれの担当を決定する。特に、誘導員は搬入ルールが守られていない場合の対応についても確認をする。
- 進入路や仮置場の配置を確認する。必要であればロープや三角コーン等を用い、種類の区画を明示する。また、分別種類を表示する（立て看板等）。
- 仮置場の地盤がアスファルト以外の場合、可能であれば敷鉄板等で養生しておく。
- 受付を設置し、受付ルールを確認する。受付後の搬入ルートについても確認する。
- 災害査定に備えて、写真や配置図等の記録を残しておく。可能であれば、仮置場ごとの日報として整理することを推奨する（表 4-1 参照）。
- 災害査定の詳細については、「災害関係業務事務処理マニュアル」（令和 4 年 11 月改訂 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課）を参照のこと。

表 4-1 災害査定に備えた仮置場の記録内容例

記録内容	記録方法
仮置場の状況 （使用前、使用中、使用が終わった場合は使用后）	写真 ✓ 使用前の状況がわかるようにする。 ✓ 使用中の設備や使用機材も記録する。
搬入出の様子	写真、日報 ✓ 日報にある程度の搬入物等を記録しておくことが望ましい。 ✓ 廃棄物の動きがわかるように記録を残す。
搬入された廃棄物(種類別)	写真 ✓ どのようなものが仮置場にある(あった)のかがわかるようにする。
配置がわかるもの	写真、図面 ✓ 仮置場返還時のトラブルを避けるため、どこに何を置いていたのかを記録する。
仮置場内の廃棄物量	写真、日報 ✓ 可能であれば、仮置場にある廃棄物量を定期的に記録する。 ✓ 測量が難しい場合は、概ねの形状・面積・高さ等を記録する。

(2) 住民への周知

仮置場の開設に向けて、住民が混乱しないための周知を行う。主な広報内容を表 4-2 に、周知方法については表 4-3 に示す。

住民への周知によって、住民の混乱を防ぐだけでなく、仮置場において廃棄物が混合化することを防ぐ。

表 4-2 主な広報内容

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 仮置場の場所、搬入開始日、搬入時間・曜日、搬入終了日
※廃家電等の便乗ごみになりやすいものは、自治体等が管理可能な場所への直接持込に限定したり、引き取りの場合でも写真撮影及び現物確認を必須としたりする等工夫・ 仮置場の案内図、分別方法別配置図・ 分別方法・ 仮置場に持ち込み不可であるもの(生ごみ(生活ごみ)、有害廃棄物、引火性のもの)と、それらの処理方法・ 災害廃棄物であることの証明方法(住所記載の身分証明書等(罹災証明書は発行まで時間がかかる)) |
|--|

表 4-3 主な周知方法

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 仮置場現地や避難所での張り紙や立て看板・ 自治会等の回覧板・ 市町村の広報誌・ 市町村のホームページ、SNS・ 地域の CATV、ラジオ、防災無線 |
|---|

災害により発生したごみの出し方・ 仮置場のご案内

●生ごみは、通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。

●豪雨により家庭で使えなくなった家財等は、仮置場へ持ち込んでください。

注意事項

- ・冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出してください。
- ・危険なもの（バッテリー、消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等）は、他のごみと分けてください。指定する日に収集します。
- ・ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。



■仮置場で、誘導員にしたがって決められた場所においでください

場所：○○○○○○○○ ※裏面をご覧ください
開設期間：○月○日まで 9:00～16:00



【問合せ】○○町 環境生活課 環境衛生係 電話○○-○○○○

【仮置場案内図】



【○○仮置場】

場所：○○○○○○○○
開設期間：○月○日まで
開設時間：9:00～16:00

【○○仮置場の分別配置図】

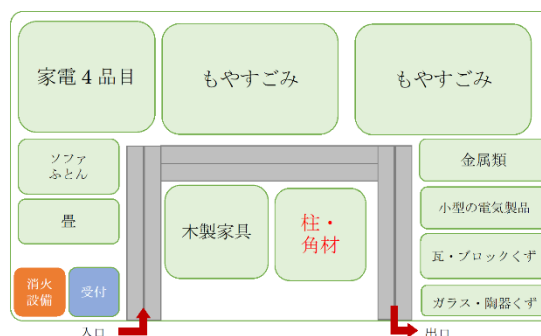


図 4-1 広報資料の例

※出典：公益財団法人廃棄物・3R 研究財団 HP チラシ（例）

<https://www.jwrf.or.jp/research/disaster/index.html>

<様式1> 搬入物調査票

震災廃棄物搬入承諾申請書（兼減免申請書）

年 月 日

仙 台 市 長

住所	(電話)
氏名	

震災に起因する廃棄物（震災ごみ）を市民用仮置場に搬入したいので、下記のとおり申請します。

搬入者の氏名	
発生した場所	
ごみの種類（該当するものをすべてに○）	
1	一辺が2mを超える大型家具
2	一辺が2m以下の家具類（主に木製またはプラスチック製のもの）
3	一辺が2m以下の家具類（主に金属製のもの）
4	金属製品（家具類を除く）
5	ガラス類、ガラス製品
6	たたみ
7	その他の燃えるごみ
8	燃えないごみ（瓦、ブロック、土砂等）
9	家電製品（テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、パソコンを除く）
10	その他のごみ（具体的に：_____）

※裏面の注意事項を守ってください。搬入禁止物の持ち込みはできません。

<搬入にあたり守っていただくこと>

1	搬入物の検査を受けること
2	市民用仮置場内では、最徐行すること
3	搬入物は、種類毎に指定場所に自ら降ろすこと
4	市民用仮置場内では、火気を使用しないこと
5	その他、係員の指示に従うこと

<搬入できるもの>

- 1 仙台市内で、地震及び津波等により発生又は破損したごみであって、以下の「搬入できないもの」に該当しないごみ

<搬入できないもの>

1	家庭ごみ、紙類、缶・びん等、プラ製容器包装 ※収集再開後、集積所に排出してください。
2	事務ごみ
3	毒性、危険性、引火性を有するもの (電池、毒劇薬、農薬、溶剤、塗料、廃油、ガスボンベ、消火器、バッテリー火薬、ガソリン、灯油、ライター等)
4	火気のあるもの(燃え殻等)
5	著しい悪臭を発するもの、多量の汚水を排出するもの
6	法令でリサイクルが義務付けられているもの (テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、パソコン)
7	その他処理の難しいもの (ピアノ、排気量50cc超のオートバイ、タイヤ等)

図 4-2 受付票の例（仙台市の実施例）

※出典：東日本大震災により発生した被災 3 件における災害廃棄物等の処理の記録

5. 仮置場の運営・管理

仮置場の設置者は、次の事項に留意して管理を行う。

(1) 搬入

1) 搬入ルールの周知と徹底

- 災害廃棄物を円滑に搬入・搬出するため、仮置場の出入口や搬入経路、仮置場内の各所に誘導員・係員を配置する。
- 搬入の受付（搬入者の確認、搬入物の確認、搬入台数のカウント）、場内案内、分別指導、荷下ろし等の人員を確保し、混合ごみを抑制する。
- 薬品類やガスボンベ等の有害性・危険性のある処理困難物は適切に分別・保管し、早期に処理する。

2) 不法投棄対策

- 夜間は出入口を門扉やチェーンにより封鎖する。封鎖できる設備がない場合は、車両や重機を出入口に駐車させる。
- 不法投棄防止の看板・監視カメラの設置、夜間パトロールを行う。
- 受付時に本人確認書類等を確認し、災害廃棄物以外の搬入を防止する。

3) 火災防止対策

- 木くずや可燃物は、高さ 5m 以上（たたみは 2m 以上）積み上げを行わないようにする等、火災発生を予防する。

4) 土壌汚染の防止対策

- 未舗装の仮置場には砕石や鉄板設置、仮舗装等により、車両・重機の通行確保や汚水の浸透防止を図る。
- 廃棄物の保管等による影響を把握できるようにするため、供用前の土壌をサンプリングしておくことが望ましい。特に、民有地を利用する場合にあっては、返却時の原状復帰の条件等を所有者とあらかじめ調整しておくことが重要となる。
- 仮置場の土壌や周辺環境のモニタリングは可能な限り実施する。特に建築廃材を持ち込む場合にはアスベストのモニタリングは必ず行うものとする。

5) 飛散防止対策

- 災害廃棄物の飛散防止策として、場内及び廃棄物へ適宜散水を行い、また、スレート・壁材等をフレコンバッグに保管する等適切に対応する。
- アスベストを含む建材は家屋解体の段階で対処すべきであるが、アスベストを含有する可能性のある廃棄物が仮置場に持ち込まれた場合は、シート掛けやフレコンバッグに封入して飛散防止対策を講じる。
- 強風時は、仮置場の搬入を停止し、周囲への飛散防止に努める。

6) 悪臭及び害虫発生の防止対策

- 生ごみの持込禁止、薬剤の事前準備、散水等により、仮置場周辺の衛生環境を維持する。
- たたみや木質の家具等の腐敗により悪臭や害虫が発生する可能性がある場合は、適宜消臭剤や殺虫剤を散布する。

7) 作業員の安全管理

- 作業は安全・衛生面に配慮した服装で行うものとし、防塵マスク、保護メガネ、安全靴等、必要な保護具を用意する。

(2) 選別・保管

1) 選別等仮置場内作業

- 分別指導を適切に行うため、分別スペースには、掲示板のみでなく管理職員を配置する。
- なるべく奥の方からごみを置いていく、重機による整理とかきあげを行う（仮置場管理業務として廃棄物処理業者に委託する）といった工夫により、効率的に土地を活用する。
- 分別を促す見せごみ（種類別に集積した山）を設置することで、後から搬入する住民が前例に倣い分別された状態で廃棄物の仮置きが進み、混合ごみの発生を抑制する。
- 不法投棄や便乗ごみ禁止の掲示を行い、夜間等は閉鎖する。

2) 仮置場保管量の把握

- 仮置場が不足することを防ぐため、できる限り仮置場の保管量を把握しておく。
- 仮置場の余力が減ることで、廃棄物が混合化することが予想される。

3) 受入停止の判断

- 仮置場の余力に応じて、受入を停止する判断基準を定めておく。
- 追加の仮置場候補地を決定し、速やかに変更できるよう備える。

4) 安全管理（火災、飛散、悪臭、害虫、事故）

災害廃棄物の処理に当たり生じる周辺環境の衛生上の支障に対する対策について、表 5-1 に示す。また、粗選別及び、破碎・選別を行う作業場所について、環境調査を行うこと。作業環境モニタリング項目については、施工計画の内容に踏まえて、協議により決定する。

表 5-1 周辺環境の衛生上の支障への対策

環境衛生上の支障	対策
粉じん	・粉じんの発生を極力抑えるため、必要に応じて場内散水・清掃を実施 ・一定以上の風速時には作業を調整・休止するよう、判断基準を設定
悪臭・有害ガス	・悪臭等の発生を極力抑えるため、必要に応じて消石灰等を散布 ・著しい臭気を発生する災害廃棄物が確認された場合には、ドラム缶・フレコンバッグ等の容器に封入し、優先的に処理
騒音・振動	・適切な作業時間帯、作業工程の設定 ・作業機械の整備不良による騒音等を生じさせないための十分な点検、整備の実施 ・作業待ち時の機械等のエンジンの停止 ・必要に応じて遮音施設（壁、シート等）を設置
飛散、流出、地下浸透	・必要に応じて、飛散防止ネットや遮水シートを活用 ・衛生上支障と判断される災害廃棄物が確認された場合には、ドラム缶・フレコンバッグ等の容器に封入し、優先的に処理
衛生害虫	・害虫の発生を極力抑えるため、消石灰等を散布 ・衛生上支障と判断される災害廃棄物が確認された場合には、ドラム缶・フレコンバッグ等の容器に封入し、優先的に処理

（3）搬出

1) 搬出先の確認

- 残り容量が少なく分別や受入れに支障が生じているもの、混廃化等管理状態の悪化により二次災害のリスクが高くなっているもの、腐敗性のもの（廃畳等）については、優先的に受入先を確保し、搬出する。
- 搬出に関する仕様（廃棄物の種類、大きさ、運搬方法（バラ、袋等）等）を確認する。
- 搬出先及び搬出先までの運搬手段（運搬方法（車、コンテナ、船等）、運搬する主体、運搬ルート等）を確認する。

2) 搬出ルール検討

- 搬出時間を調整し、搬入車両と搬出車両の渋滞を防ぐ。
- 搬出した廃棄物量について、計量方法を決定しておく。（仮置場での計量、搬出先での計量、どちらも計量）
- 計量機を設置していない場合は、搬出開始までに設置する。